第一次世界大戦以前の オーストリア=ハンガリー帝国 における日本の名誉領事

手　嶋　泰　伸

▶キーワード

オーストリア=ハンガリー帝国、
名誉領事、ウィーン、
ブダペスト、牧野伸顕

▼要　旨

本稿は第一次世界大戦以前の日墺関係の特殊性を、オーストリア各地で日本が任命していた名誉領事の活動とその特徴から分析していく。在留日本人の少なさにもかかわらず、オーストリアの日本大公使館は長く名誉領事の任命を外務本省に求めていた。そして、数多くの日本人視察者の対応に苦慮しており、それを現地の名誉領事に依存していた。名誉領事の側にも、その肩書を得ることによって、社交界でのつながりを強化できるというメリットが存在しており、熱心に活動に取り組んでいた。名誉総領事でありながらも、フランツ=フェルディナントへの弔詞を出したフェリクス=フィッシャーのような存在は、そうした特殊な日墺関係に立脚している。

はじめに

日本の外交史もしくは国際関係史は外務本省と各国駐在の大公使を中心に分析されているため、各国に置かれた名誉領事は分析の対象とされることが極めて少ない。名誉領事制度の歴史的な分析は、明治初期に貿易情報網の形成過程を論じる中で、その一環として外国人に無給で領事業務を担わせる制度が形成された過程について言及があるなど(1)、ごくわずかである。

しかし、近年、村上亮氏がサライェヴォ事件後に日本の総領事名で発せられたフランツ=フェルディナントの暗殺に対する弔詞を発見した(2)。その弔詞に署名しているのは、名誉総領事であったフェリクス=フィッシャー（Felix Fischer）である。

フランツ=フェルディナント暗殺後、1914年6月28日にウィーン駐在の臨時代理大使の西

源四郎が、外相の加藤高明に「皇儲殿下特種ノ地位ニ鑑ミ天皇陛下御弔電ト共ニ帝国政府ヨリモ弔電御発送然ルヘシト思考ス」と進言し、翌日に加藤から「帝国政府ノ深厚ナル弔意貴官ニ於テ可然墺洪国政府へ申入レラルヘシ」と指示されていることから[3]、日本としての正式な弔意は代理大使によって示されていたと考えてよい。

そのため、フィッシャーの弔詞は日本政府とは独自に出されていると考えられる。歴史的には、正式領事と名誉領事が取り扱うことのできる事務範囲は国によって大きく異なっていた。オーストリアでは名誉領事が日本総領事の肩書で皇族への弔詞を出すという極めて特異な行動をとっていることから、本稿では、そうした特殊な事例と見られるオーストリアにおける日本の名誉領事の活動と特徴を明らかにすることで、貿易情報の収集の観点にとどまらない機能に注目し、日墺関係史の新たな視角としたい。なお、分析する時期としては、日墺の外交関係が一度断絶する、第一次世界大戦までとする。

第一次世界大戦以前の日墺関係については、前述した村上亮氏のフランツ=フェルディナントの訪日をめぐる分析の他に[4]、日本に駐在した外交官の活動を扱ったものや[5]、オーストリアに駐在した外交官の活動を扱ったもの[6]、日本とオーストリアの文化交流を扱ったもの[7]、第一次世界大戦中の日本人抑留者を扱ったものなどがある[8]。

そのどれも、名誉領事までは分析の対象としていない。しかし、他国に比べて特殊な位置付けにあった、オーストリアにおける日本の名誉領事を分析することによって、日墺関係の新たな特徴も見えてくるであろう。

Ⅰ　オーストリア名誉領事館の設置

名誉領事については法令上、「外交官及領事館官制」（明治 26 年勅令第 124 号）第 6 条において、「領事館ヲ置カサルノ地ニ於テハ貿易事務官又ハ名誉領事ヲ置クコトヲ得」、「貿易事務官ハ奏任トシ名誉領事ハ奏任待遇トス」と定められている。名誉領事は「領事」と呼称されるものの、基本的に貿易事務官と同格と考えられていたことがわかり、日本側が想定していた職務も、貿易事務の補佐であったと考えてよいであろう。

第一次世界大戦以前、オーストリア=ハンガリー帝国にはオーストリアのウィーンに公使館（1907 年 2 月より大使館）が置かれ、そこがハンガリーとスイスの外交事務を管掌した。名誉領事は表 1 のように、トリエステ・ウィーン・ブダペストに置かれていた。

表 1　第一次世界大戦以前のオーストリア=ハンガリー帝国における日本の名誉領事

所在地	年次	領事名	備考
トリエステ	1880～1910 年	ゲオルク=リッター=フォン=ヒュッテロット（Georg Ritter von Hütterott）	1880 年　領事[9] 1886 年　領事・勲五等 1890 年　名誉領事 1896 年　勲四等 1899 年　勲三等 1910 年 5 月　死亡[10]
	1914 年	カミル=モライティーニ（Camille Moraitini）	1914 年　名誉領事

ウィーン	1900～1914年	フェリクス=フィッシャー（Felix Fischer）	1899年　名誉領事 1905年　勲五等 1908年　勲四等 1910年　名誉総領事
	1913～1914年	ハンス=カール=ツィマーマン （Hans Charlers Zimmermann）	1902年　名誉領事館嘱託 1904年　勲六等 1912年　名誉副領事
ブダペスト	1909～1914年	エトモント=フォン=パロタイ（Edmond Von Palotay）	1909年　名誉領事 1911年　勲五等

国立国会図書館所蔵の『職員録』（1886～1914年）をもとに作成。任命書などをもとに、年次は適宜修正した。

なぜウィーンのような、大使館が設置されている都市に名誉領事が置かれていたのであろうか。表2はオーストリア在住日本人の数を示したものである。この表によると、オーストリア在住日本人の約4割が外交官と駐在武官であり、在留邦人に対する大使館業務がそれほど多忙であったとは考えられない。また、残りの在留邦人の大半が留学生であり、貿易のために駐在している日本人が見られないことも特徴的である。それにもかかわらず、なぜ名誉領事を必要としたのであろうか。オーストリア=ハンガリー帝国における名誉領事設置の経緯についてみていきたい。

表2　オーストリア在住日本人（1908～1911年）

年月	男女別	官吏	軍人	医師	山林技師	留学生	職工	僕婢	小計	計
1908年12月	男	4	10			17	4	1	36	38
	女	1						1	2	
1909年6月	男	4	10	12	3	2	4	1	36	38
	女	1						1	2	
1910年12月	男	4	5			19		1	29	29
	女								0	
1911年6月	男	4	8			18		2	32	33
	女							1	1	

外務省外交史料館所蔵史料より作成[11]。

まずは、ウィーンにおける名誉領事の任命についてである。名誉領事の任命にあたっては、名誉領事就任を希望する者本人が請願して任命される場合と、現地在外公館員が選定する場合とがある。ウィーンでは1877年に氏名不詳であるが、名誉領事への就任を申し出ていた人物がいたようだが[12]、何らかの理由で実現しなかった。

日本側はどのような人物を名誉領事として希望したのであろうか。アルフレート=リッター=フォン=リントハイム（Alfred Ritter Von Lindheim）という人物をめぐる混乱からみていきたい。1897年3月31日に駐オーストリア公使の高平小五郎は外相の大隈重信に対して、リント

ハイムを名誉領事に推薦している。高平は「帝国名誉領事ヲ志願スル者続々輩出シ拙官駐箚以来其数既ニ十余人ニ及ビ候ヘ共能ク実業界之事情ニ通暁シ且ツ相当ノ資産ヲ有スルモノ多クハ身分ヲ有セザル猶太人ニ有之為メニ社会上之地位概ネ帝国領事タルニ適合セズ而シテ実業界之事情ニ通シ財産アリ身分アリ且ツ社会上相当之地位ヲ有スル者ハ今日ニ至ル迄殆ンド皆無之姿ニ有之候」とし、志願者は多数いるものの、実業界の事情に通暁して貿易事務を補佐することができ、かつ財産と身分を持っていて、無給でその役目を担ってくれる者が得られなかったと述べている。リントハイムは名誉領事就任を志望しており、オーストリアの日本公使館で調査をしたところ、親族にも有力者が多く、身分・才能・財産について申し分ないうえ、「商法会議所次長鉄道会議々員商品博物館監事、ブールス事件裁判長等直接実業上ニ関係アル重要ナル職ニア」ることから、適任であると推薦している。加えて、「同人ハ財産家ニ有之候ニ付キ僅少之事務所費ヲ受クルト受ケサルトハ金銭上別段ニ痛痒ヲ感スル儀ニハ可無之ト被存候」と、無給で名誉領事の職務を遂行する見込みでもあった。つまり、現地での商取引を円滑・活発化させるコネクションと、日本側の費用負担が少額でも事務所を維持することができる財産と熱意を持った人物を条件として、現地では名誉領事を選定していることがわかる。

ところが、8月12日に、推薦した高平に対して、外務省からはリントハイムの適正については認めつつも、「〔※引用者注、ウィーンは〕名誉領事ヲ駐在セシムルノ予定地ニ無之又『ブタペスト』ハ遂ニ領事館ヲ設置之予定ニ有之候得共若当名誉領事任命ノ運ビニ被相成候間折角ノ御申出ニ候得共右ノ次第ニ付御本人へ可然御断相成度候」と、ウィーンに名誉領事を置く必要性を認めておらず、断る方針が伝えられた(13)。

その後、経緯は不明であるが、外務省が方針を転換し、ウィーンに名誉領事を置くことを決定した。12月28日に閣議にかけられた文書には、設置を必要とする理由について「墺地利国維也納府ニ名誉領事ヲ駐在セシムルノ件ヲ審査スルニ近年我政府派遣ノ官吏又ハ実業家ニシテ実業視察若ハ研究ノ為同府ニ来ル者続続有之右視察研究上便宜ヲ与フルハ我公使館ノ手ヲ経ルノミニテハ完全ナラサルコト不尠」とある(14)。伊藤博文がヨーロッパに行く人物にウィーン大学のシュタインを訪問するよう勧めていたことは有名であるが、官吏だけでなく、実業界でも新たな取引先としてオーストリアが注目されており、視察の希望が多かったことがその理由とされている。

ところが、1898年4月30日に駐オーストリア大使の高平小五郎が外相の西徳二郎に報告したところによると、リントハイムの弟が死去し、それによってリントハイムが弟の務めていたルーマニアの名誉領事を務めることとなったために、日本の名誉領事就任を辞退し、候補者の選定は振り出しに戻る。高平は「名誉領事ハ何等ノ手当無之モ或場合ニハ手数料徴収ノ権利ヲ付与シ其幾分ヲ支給スルノ制モ有之間当地ノ帝国名誉領事モ全ク無給ニテハ便役上不便利ニ有之候」とも付言し(15)、名誉領事を無給としていることが適任者の選定を困難にしていると訴え、待遇の改善を求めている。

その後、選定の経緯は不明であるが、1899年11月24日にフェリクス=フィッシャー（Felix Fischer）が名誉領事に任命される(16)。フィッシャーの人物については不詳であるが、名前からして貴族ではないものの、ウィーンにて「フイツシヤー商店」なる商会を営む実業家であった(17)。名誉領事館も、このフィッシャーの事務所を所在地としていたものと考えられる。ウィーンの商業会議所の委員でもあったようである(18)。フィッシャーは1910年には名誉総領事

に就任し、1913年にはフィッシャーの商会に勤務していたハンス=カール=ツィマーマン（Hans Charlers Zimmermann）が[19]、名誉副領事に任命される。

フィッシャーは1904年にオーストリアの国定税率改正調査会委員となり、日本からの木蝋輸入の増加を見据えてその税率を低減させたことや、「本邦実業家ノ同国商況視察調査ノ為メ巡回ノ節ハ充分ノ便宜ヲ与ヘ其目的ヲ達セシム」ことなどが評価され、1905年1月17日に勲五等双光旭日章を与えられた[20]。また、1908年2月7日には「日露戦役中ハ進ンテ帝国病傷兵救護ノ為メ日本赤十字社ヘ寄贈金募集ノ計画ヲ発起シ拮据経営遂ニ委員ヲ設ケテ日夜奔走尽力ノ結果墺貨弐万弐千「クローネ」ヲ収入シテ本邦ニ送付シ尚ホ名誉領事館ノ庁費ハ戦役中之ヲ自ラ収メスシテ同社ニ寄付スルノ美挙ヲ企テ又帝国ノ武威ヲ賞揚シテ本邦ニ対スル同情ヲ墺国人間中ニ惹起サシムルコトニ尽力」するといった日露戦争への協力が評価され、勲四等旭日章を与えられた[21]。

次に、ハンガリーのブダペストにおける名誉領事の任命についてみていく。

1880年8月25日に駐オーストリア公使の上野京範から外務卿井上馨に、アドルフ=エーレンフェルト（Dr. Adolf Ehrenfeld）という人物が名誉領事に志願している旨の報告があった。ただし、「方今当府ヘ名誉領事ヲ置クノ必要モ無之候間先ハ同人願ヲ御採用相成候事ハ御見合相成候方可然乍然此事ニ付而ハ曽テ『スタイン』氏ヨリ伊藤参議ヘ相談有之タル事ニ候間御採用之可否ハ一度同参議江御談合之上御決定有之度」と、この時は名誉領事を必要としていたわけではなく、シュタインと伊藤博文の関係があるので、一応伺いを立てただけに過ぎない。エーレンフェルトがユダヤ人であり、また不品行でもあることが上野らが消極的な理由であった[22]。

その後、オーストリア公使となった牧野伸顕のもとで、外務本省に対し、ブダペストに名誉領事を置く必要性が強く訴えられていく。1900年11月25日、牧野は外相の加藤高明に対し、ハンガリー政府が殖産興業政策をとっており、経済的な結びつきが益々強まる見込みであることから、ブダペストに名誉領事を置くことを求めた。

しかし、1901年1月31日に外務本省は「御稟申ノ趣了承所候然ル処右ハ目下経費上ノ都合有之何分詮議難及候間御了承相成候」と、予算不足のために実現できないと回答した。

その後も牧野は引き続きブダペストでの名誉領事の任命を訴えていたようで、1903年には「政治上通商上ノ関係漸ク重要トナリ且ツ本邦官民私ノ旅行者モ増加シ候」を理由として、ブダペストに名誉領事を置くことが認められた。

ところが、人選に入った際に、オーストリアの日本公使館と外務省との間で、意見対立が発生する。オーストリアの日本公使館は「我国ノ有数ナル商業家ト聯絡ヲ有シ居候且ツ其義父所有ノ会社ハ重ナル墺匈国汽船会社ノ代理店ヲ務メ（オーストリアンロイド、アドリア、ハンガリアンレヴェント、汽船会社）又匈牙利国有鉄道ノ事務ヲモ代理致居候」、ケッピッヒ=ジュラ（Dr. Keppich Gyula）を推薦していた。この人物については、ブダペストのイギリス名誉領事にも人物照会をし、その推薦を受けていた[23]。

一方、外務省はドイツ公使やイギリス大使、外相を務めた青木周蔵が推薦する、ザクセン出身のヴィルヘルム=フォン=ブレンナーベルク（Wilhelm von Brennerberg）を任命するよう主張していた。オーストリア公使館は人物調査を行い、「同人ハ目下『ガンツ』電気会社ノ一個ノ小被雇人ニシテ僅ニ年給四、〇〇〇クローネ乃チ我千六百円ノ位置ヲ占メ居ルニ過キス同時

ニ他ノ或ル専売事業ニ熱心ノ趣ニ候処要スルニ未タ成業ノ人ニ無之頻リニ位置ヲ作ルコトニ従事致居ル者ニ有之候間同市ニ於ケル他列国ノ名誉領事等ト同列ノ資格ヲ有セス」と強く反対し、「Keppich ノ内意モ聞セタル次第ニテ今サラ違反致候事ハ英領事及同人ニ対シ甚タ差支候」と訴えた(24)。

結局、人選に入ったものの、東京の外務省と現地オーストリアの日本公使館の意見対立から立ち消えになったようで、1909 年にエトモント=フォン=パロタイ（Edmond Von Palotay）が任命されるまで、ブダペストに名誉領事が置かれることはなかった(25)。

Ⅱ　オーストリアでの名誉領事の職務と待遇

次に、オーストリアでの名誉領事がどのような存在であったのかを検討していきたい。

1914 年 2 月 23 日に、臨時代理大使の西源四郎が外相の牧野伸顕に「『在トリエスト』帝国名誉領事ノ管轄区域ヲ指定セラレ度キ旨当国政府ヨリ照会アリ本官ハ之ヲ Knerten land, Krain, Dalmatien 三州ニ亘ルモノトスルヲ至当ト認ムルニ付テハ右ニ関シ何分ノ御電訓アリタシ」と照会した。それに対して、外務省は「名誉領事ニ就テハ特ニ管轄区域ノ定メナキ旨回答アレ」と指示している(26)。

オーストリアがトリエステの名誉領事の管轄区域について問い合わせたのは、ゲオルク=リッター=フォン=ヒュッテロット（Georg Ritter von Hütterott）が 1910 年に死去してからしばらく欠員であったトリエステの名誉領事に、カミル=モライティーニ（Camille Moraitini）が任命されたことを契機としてであろう。それに対して、日本の外務省が管轄範囲を曖昧にして回答するよう指示したのは、できるだけ名誉領事に広範な地域で職務を担わせようとしたためと考えられる。

名誉領事の職務の範囲は、国によって大きな違いが存在していた。1957 年から 58 年にかけての国際法委員会でも議論となったが、そもそも名誉領事の存在を認めるかどうかや、認める場合にその職務範囲や特権などの扱いをどう統一するのかで、多岐にわたる議論が繰り広げられたほどである(27)。

1905 年 4 月 12 日、外務省は欧米各国に駐在する大公使に、駐在国における名誉領事制度の調査を指示した。その文書に「商業ニ従事スル外国ノ名誉領事カ其任命国ノ法規ニ依リ駐在国ヨリ任命国ニ向ケ輸出スル商品ノ「インヴォイス」ニ対シ査証ヲ為スベキトキハ駐在国ノ同種商業者ノ競争者タル該名誉領事ハ此査証ニ依リ商品仕入原価等商略上ノ秘密ニ属スル事項ヲ知ルヲ得ルヲ以テ駐在国ニ於ケル同種ノ商人ハ競争上非常ニ不利益ノ地位ニ立ツヲ免レズ是ヲ以テ国ニ依テハ外国ノ名誉領事ヲシテ査証行為ヲ為サシメサルヲ条件トシテ之ニ認可状ヲ交付スルアリ又或国ハ自国ノ名誉領事ヲシテ査証事務ヲ扱ハシメサルコトヲ領事官制ニ規定スルモノアリ御承知ノ如ク帝国ノ現行規定ニ拠レハ帝国各名誉領事ハ査証事務ヲ管掌セサルコト、ナリ居レトモ帝国ニ駐在スル外国名誉領事ヲ承認シテ之ニ認可状ヲ与フルニ際シテハ未タ嘗テ何等ノ条件ヲ附シタルコトナシ然ルニ近来ニ至リ競争同種商人ハ漸ク此制ノ不利益ヲ実験シ之カ改正ヲ希望スルニ至レリ」とあるように(28)、貿易情報の収集や貿易事務の補佐のために名誉領事を置きつつも、それによって商業上の公正が保たれない可能性があることから、制度整備のために各国制度の調査が命じられたのである。

オーストリアの日本大使館は、6月26日に回答を外務省に提出している。それによると、オーストリアでは名誉領事はインヴォイスを発行できない一方で、「墺国外務省ニ於テハ外国ノ名誉領事ヲ承認シテ之ニ認可状ヲ下附スルニ際シ何等ノ条件ヲ附スルノ規定ヲ設ケズ即チ無条件ニテ其職務執行ヲ認可ス」と、オーストリア政府が職務範囲を明瞭に定めていないので、オーストリアの名誉領事の職務範囲は領事と同等であるとしている。ちなみに、「外国名誉領事ヲ承認スルニ当リテハ予メ其身許及実業社会ニ於ケル位置等ヲ下調ヘセシ上ニ非ザレバ認可状ヲ下附セズ」と、オーストリア政府からの認可を得るためには、予め綿密な調査が必要であるとされていた(29)。前章で見たような、名誉領事の選定時に人物調査が詳細に行われたのは、オーストリア政府に報告の必要があったためであることがわかる。

第一次世界大戦後も、各国の名誉領事制度の調査は実施され、オーストリアについての1924年10月11日付の調査結果が残っている。それによると、「名誉領事ノ職務範囲及権限ハ正式領事ノ有スルソレト全然同一ナリ」、「墺国ニ於ケル名誉領事制度及其職務関係ニ関シテハ法律命令其他何等統一的法規存在スルコトナク唯タ諸文明国ノ多数ニ於ケルカ如ク数百年来ノ慣行ニヨリ律セラレツヽアリ而シテ正式領事ト名誉領事トノ間ニハ対外的関係ニ於テ何等ノ差異アルコトナク名誉領事ノ駐在ヲ承認セス国家ニ対スル職務関係ハ正式領事ノソレト全ク同一ナリ」と、第一次世界大戦以前と同様、職務範囲が法令によって明瞭に定められているわけではないため、正式領事と同様であるとされている。

加えて、「名誉領事ニハ全然除外ナク俸給ヲ給セス名誉領事ノ職務ヲ受諾スル際ニハ何人モ先ツ其職務執行ニヨリ生スル出費ニ対シテ如何ナル種類ノ補償並ニ手当ヲモ絶対ニ要求セサルコトヲ誓約セサルヘカラサルコトヽナリ居レリ」と、無給であるともされている(30)。

最初の名誉領事は1874年3月に駐日オランダ領事であったアルベルトゥス＝ヨハネス＝ボードウィン（Albertus Johannes Bauduin）が、帰国にあたってオランダで日本領事を務めたいと申し出たことによる。その際、無給とし、費用も支給しないことを申し合わせつつ、費用についてはその後数年で支給されるようになったものの(31)、これが慣例となって、名誉領事には給与が支給されることはなかった。

しかし、前章でみたように、その待遇の悪さが名誉領事の人選に不都合を生じさせているとの指摘もなされていたし、第一次世界大戦後も名誉領事の待遇については議論が継続されていた。1924年4月29日付で、通商局総務課長名で作成された「名誉領事ニ対シ其職務執行ノ為メ要シタル費用補給方ニ関スル件」という文書では、名誉領事に給与を支給せず、また名誉領事が事務を取り扱う際に、手数料を徴収することを認めない方針は従来通りとしながらも、「名誉領事ニシテ特ニ有益重要ナル報告ヲ為シ又ハ特ニ本省カ報告ヲ徴シタル場合之ニ対シ相当調査費用ヲ支給スルハ名誉領事ノ利用ニ裨益スル所少ナカラスト認メラルルヲ以テ右支給ス」と、日本側が依頼した調査に関する費用は支給するべきとされた(32)。つまり、第一次世界大戦以前には、日本側が名誉領事に依頼した調査報告についても、その費用が支給されていなかったことがわかる。

では、そのように待遇が悪く、少なくとも経済的な利益が無いにもかかわらず、なぜ現地のオーストリア人の中に、日本の名誉領事となることを望み、実際にそれを務めたものがいたのであろうか。オーストリアの場合は、名誉領事と正式領事の職務範囲は基本的に区別されていないとはいえ、名誉領事がインヴォイスを発行することはできなかったため、競合企業の商取

引状況を把握できたわけでもない。名誉領事は文化交流を担うことも多く、無給であることから既に相応の財産と貴族の身分を持つものが務めることが多かったが、名誉領事となることで、現地のオーストリア人にもあるメリットが存在していた。

それをうかがわせるのが、オーストリアに駐在していた海軍武官の松岡静雄が、ブダペストを訪れ、名誉領事のエトモント=フォン=パロタイとともに、1911 年 2 月 23 日に開催された宮中の晩餐会に出席した際の記録である。そこには、「八時皇帝出御あり、一揃して之に供奉し舞踏室にいる、千八百名の招待ときけど不参の人多ければにや維也納の宮中のごとく混雑せず踊もよく見えたり。『パロタイ』、領事としてはじめて宮中にめさる、得意のさまいふまでもなし、胸にかけたる勲五等もやうやく一昨日入手したるなりといふ」とある(33)。

パロタイの人物情報については未詳であるが、名乗りに「フォン」が入っていることから、貴族階級であると考えられる。それにもかかわらず、宮中行事に招待されたことがなく、日本の名誉領事の肩書を手に入れることによって、ようやくそれが可能になったとある。つまり、無給であって経済的な利益がなくとも、外国の名誉領事の肩書により、社交界等で活動の幅が広がるということが、現地のオーストリア人にメリットとして認識されたのである。このため、貴族階級の中でもそれほど爵位等が高くない者や、新興の実業家などで社交界での結びつきが強くない者が、それを求めて名誉領事に志願し、待遇が良くなくともそれを務めようとするのであったと考えられる。

Ⅲ　各名誉領事の事績と評価

前章でみた第一次世界大戦後の 1924 年 10 月 11 日付のオーストリアでの名誉領事制度に関する調査結果の締めくくりとして、「将来更ニ当管内ニ我名誉領事ヲ任命スルコトアル場合ニ若シ本邦人ニ適当ノ人物アルニ於テハ本邦人ヲ以テ之ヲ当ツルコト有益ト思考セラル特ニ洪国ニ於テ一層有益ナルヘシ」と述べられている(34)。将来的にオーストリア在住の日本人を名誉領事に任命することができれば望ましいと述べるということは、それは現地での貿易関連情報の収集や文化交流を、オーストリア人に依存せざるを得ない状況の裏返しと言える。ハンガリーにおいてより必要ということは、少なくともオーストリアについては、第一次世界大戦以前にはフェリクス=フィッシャーなどの名誉領事を任用することによって、ある程度問題なく機能させられていたことを示しているといえよう。

実際、オーストリア大使館の名誉領事に対する依存度は、他国のそれに比して、かなり高かったようである。

1914 年 3 月 3 日、外務省は名誉領事を有する各国の大公使館に対して、各名誉領事の執務成績の問い合わせを行っている。例えば、それに対する駐オランダ公使佐藤愛麿が 4 月 10 日に提出した回答は、「大正三年三月六日附通送第一七号貴信号ヲ以テ御申越相成候名誉領事ノ執務成績取調方ノ件ニ関シ在『ロッテルダム』帝国名誉領事及在『アムステルダム』帝国名誉領事両人共何レモ誠実ヲ以テ相当ニ其ノ職務ヲ執行致シ居ルモノト相認メ候ニ付キ左様御承知相成度此段回答申進候敬具」と、極めて簡素であった。

その一方で、駐オーストリア臨時代理大使西源四郎が 3 月 30 日に提出した回答は、以下のようなものである。

本年三月六日附通送第二二号ヲ以テ墺洪国及瑞西国ニ於ケル管下帝国名誉領事ノ執務成績ニ関シ本官所見ト共ニ報告具申可致旨御来示ノ趣敬承致候本件ニ関シテハ本官当館ヘ着任以来管下各名誉領事ニ対シ成ル可ク監督及連絡ヲ維持スル方針ヲ以テ時々各領事ニ対シ執務振リ幷ニ諸般調査事項ヲ訓示シ以テ其目的ニ副ハシメンコトヲ期シ来リ候処爾来大体ニ於テ各領事共当館指導ノ下ニ遺憾ナク職務ヲ勉励致様相成候尚今般御来示ノ趣モ有之候ニ付名誉領事成蹟別紙ノ通及具申候間右ニ而詳細御承知相成度候敬具

在維納名誉総領事「フェリツクス、フィツシャア」(Felix Fischer)

右者ハ長年月在任ノ間終始一貫誠実ニ其職務ヲ執行シ為メニ効果ヲ挙ケタルコト尠カラス特ニ帝国諸官庁及実業家等ヨリ依頼嘱託ニ係ハル諸般ノ調査事項等ニ関シ之ガ調査ヲ命スルニ当リテハ常ニ熱心精査ヲ遂ケ能ク其本旨ヲ達シ依頼者ヲシテ満足セシムルコト尠カラズ候加之副領事ヲ指揮監督シテ職務ヲ捗メ殊ニ規定ニ係ハル諸報告提出等ニ付キテモ精確ニシテ且ツ遅滞ナク之ヲ報告致居候儀ハ夙ニ本省ニ於テモ御承知相成儀ト存候尚其他通商貿易等ニ関スル朝野視察者ノ当地ニ於テ諸般ノ視察ヲナスニ際シ当館トシテ直接交渉ヲ避クル向キニ対シテハ凡テ仝総領事ニ命シテ之ヲ取計ハシメ尚其他ニ於テ視察者ニシテ特ニ仝総領事ノ斡旋尽力ヲ申出ツル向モ不尠候処其都度十分便宜供与方ヲ忌怠セス常ニ視察者ヲシテ満足セシメ居リ候依テ其執務振誠実的確ニシテ大ニ見ルベキモノアリト相認メ候

在維納名誉副領事「ドクトル、ハンス、チムメルマン」(Dr. Hans Zimmermann)

右者ハ数年来総領事ノ下ニ在リテ仝総領事館々務ヲ悉ク担当シ諸報告、調査等ニ従事シ熱心ニ執務致居候処客年副領事ノ任命ニ接シ本人ニ於テモ大ニ其職責ノ重キヲ感シ益々勉励ヲ加ヘ爾来副領事トシテ旧日ニ増シ仝館々務ヲ鞅掌シ且ツ多年ノ経験ニ基キ帝国ノ通商ニ関シ適切ナル利害関係ノ要点ヲ了得シ来リ従テ同人起草ニ基ク仝総領事館ノ報告ハ当国地ノ領事報告ニ比シ頗ル有益ナル次第ニ有之仝副領事ハ将来有望ノモノト相認候

在洪国「ブダペスト」名誉領事「エドモンド、フォン、パロタイ」(Edmond Von Palotay)」

右者ハ洪国通商関係ニ関シテハ其調査事項ノ大部分ヲ担任致居候処其執務振真摯ニシテ常ニ能ク調査ノ目的ヲ遂グル而已ナラス当館命令ニ係ハル依頼嘱託ニ関スル諸般ノ調査事項ニ関シテモ依頼者ヲシテ満足セシムルニ足ルベキ報告ヲ提出致候又タ仝地ヲ巡回スル帝国朝野ノ視察者アル毎ニ其希望ノ視察又ハ調査ニ対シテ尽力致シ能ク視察ヲ容易ナラシムル所アルノミナラス本人親シク視察者ヲ諸所ヘ誘導シ懇篤ニ諸般ノ便宜ヲ供与致居候段本館ニ於テモ其執務ニ関シ誠実熱心ニシテ適任タルヲ相認候

在「トリエスト」名誉領事「カミーレ、モライティニー」(Camille Moraitini)

右者ハ客年八月任命在任日尚浅キモ就任以来能ク本官訓示ノ旨ヲ了解シ熱心ニ職務ヲ執行致居者ト認メ候過般本人ヨリ本省ヘ提出致候「トリエスト」ニ於ケル通商ノ概要報告等ニ付之ヲ見ルモ調査精確ニシテ仝地ノ貿易情況ヲ尽シ居様認メ候尚当分ノ間ハ諸般ノ調査事項幷ニ職務執行振リ等時々当館ヨリ訓示致必要有之本人ニ於テモ熱心事務習熟ニ志シ各般ノ調査報告等ニ勉励致居候ニ付テハ将来ハ好箇ノ領事トシテ墺国開港場ニ於テ帝国通商ノ利益ニ資スル所アルト同時ニ仝地方視察者ニ対シテモ懇切利便ヲ供与スル所多カラント確信致居候

在瑞西「チウリツヒ」名誉領事「ヘルマン、マデレー」(Hermann Madöry)

右者ハ其職務執行振リニ関シ従来当館ヨリ親シク訓示ニ接スルノ機会ナキ為メニ往々右ニ関シテ了得致ササル所アリシ様認メラレ為メニ規定ノ報告等モ提出セザリシ有様ニ付過般本官瑞西出張ノ際仝領事ニ面会シ名誉領事ニ関スル一切ノ心得ヲ訓示致シ尚調査報告事項ニ関シ十分注意ヲ促シ置キ候処過般已ニ規定ノ報告モ提出致其他仝地ニ於ケル本邦留学生幷ニ視察者ニ便宜供与方等ニ付不都合無之様相成候ニ其誠実ノ態度ヲ認ムルニ足ルベキモノアルヲ以テ尚将来本官ニ於テ指導致スニ於テハ相当執務上ノ効果ヲ残スヘキモノト相認候[35]

例として紹介したオランダの日本公使館の他、オーストリアを除く各国の大公使館が概ね便箋1枚程度で、個人ごとの報告はしていないにもかかわらず、オーストリアの日本大使館だけが詳細に個人ごとの調査結果を報告している。オーストリアの日本大使館が業務を遂行するにあたり、名誉領事に負うところの大きかった証左と言えよう。また、チューリッヒの名誉領事と比較すると、オーストリアやハンガリーにおける名誉領事への依存度の高さは明らかである。

この報告がなされる前に死亡していたトリエステ名誉領事のゲオルク=リッター=フォン=ヒュッテロットは、1884年9月から12月にかけて来日しており、その際に勲五等双光旭日章を授与されている[36]。ちなみに、帰国後に日本に除虫菊の種を贈り、日本での栽培のきっかけになったという説もある[37]。また、オーストリアでヒュッテロットの娘2人が和装をしたことを話題とする新聞記事も存在している[38]。加えて、ヒュッテロットが1898年10月10日に勲四等を与えられた理由は、「帝国ト墺地利洪牙利国トノ条約改正ニ関シ我全権委員ヲ佐ケ諸般ノ事項ヲ調査シ特ニ両国間ノ貿易ニ関シ精密ナル調査ヲ遂ケ有益ナル報告ヲナス等其功労尠ナカラサル趣」であった[39]。

つまり、ヒュッテロットの事績とその評価は、名誉領事の一般的な役割である、貿易事務の補佐と文化交流によるものであった。

それに対して、上記のオーストリアの日本大使館による執務成績報告の、ウィーン名誉領事であったフェリクス=フィッシャーやブダペストの名誉領事であったエトモント=フォン=パロタイについての記述の中で特筆すべきは、下線を引いたような、現地視察者の案内についてである。カミル=モライティーニについても、下線を引いたように、視察者への対応が期待されている。フィッシャーについては、1905年に勲五等双光旭日章が与えられた際にも、その理由の一つとして、「近来本邦実業家ノ同国商況視察調査ノ為メ巡回ノ節ハ充分ノ便宜ヲ与ヘ其目的ヲ達セシムル等其功績尠カラス」ということが挙げられている[40]。

この点については、1912年12月22日の『東京朝日新聞』に掲載された、「外国視察者の注意　在外公館の苦情」という記事の中に、「外務省にては今回在外帝国公使館に対し『自今欧米各国に赴く諸制度の視察者及ひ調査者は官民のいづれを問はず当省の訓令若くは当省の発給せる紹介状を携帯する者に非ざれば在外公館に対し外国官憲其他に向つて紹介を請ふと雖も断然之を謝絶すべし』との意味にて夫々通牒を発したり此事たる一件甚た不親切に思惟さるれど在外公館より屡次外務省に到着せる報告に依れば如何に我海外視察者の非常識なるかを知るべく従つて上記の措置の満更非理にあらざるを承認せざるを得ざるべし独逸臨時大使畑良太郎氏及び維也納名誉領事フヱリツツクス、フィツシヤー氏を始め二三氏の報告なるもの、大要左の

如し〔後略〕」[41]という記述がある。事前準備の不十分な海外視察者への対応により、在外公館の業務が圧迫されていることが問題視されているが、その代表的意見として、フィッシャーのものが挙げられている。他国の在外公館に比して、オーストリア大使館に対する視察希望者が多く、その対応を名誉領事に頼っていたことの表れである。

フィッシャーの商会で働き、その後にウィーンの名誉副領事となったハンス=カール=ツィマーマンは、第一次世界大戦後に再び名誉領事となり、1938年12月8日に旭日小綬章を授与された。その理由として、「忠実職務ニ精励シ定期報告ヲ正確ニ提出スルト共ニ随時日墺通商ニ関スル有益ナル資料ヲ提供シ又本邦ヨリノ視察者等ニ対シテハ自ラ進ンテ各種ノ便宜ヲ供与スル等我通商貿易ノ伸暢上貢献セル功績顕著ナリト認ム」とある[42]。ここでも、オーストリアを訪問する日本人視察者への対応が称賛されている。

以上のように、オーストリアの日本大使館は特に日本人の視察者の対応について名誉領事に依存していたが、大使館の中には名誉領事に対しての温度差があった。

例えば、海軍駐在武官の松岡静雄の1910年5月30日の日記には、「『トリエスト』の名誉領事『ヒユツテロツト』氏、脳溢血のため俄に死去のむね新聞に見えたり、未亡人に弔電をいだす。頓死はやはりこゝにも多きものと見ゆ、葬儀にも列すべき筈なれど、大使甚冷淡なればみづからの徳をあらはすやうになりてはとさしひかふ」とある[43]。

この時駐オーストリア大使であった秋月左都夫は4月30日付で大使となったばかりである。歴代の駐オーストリアの大公使の中には、名誉領事任用の必要性を外務本省に強く訴えた高平小五郎や牧野伸顕のように、オーストリアでの名誉領事の必要性を認めていたものもいたが[44]、欧米各国の名誉領事の成績調査報告に見られるように、それは一般的傾向だったとは言い難い。むしろ、任地を転々とし、赴任から日が浅ければ、大使の中にも名誉領事に冷淡な者の方が多かったであろうと思われる。

1911年1月、ブダペストにおいて小規模な日本の美術品展覧会がパロタイの協力のもとで開催されることになった際、パロタイと懇意にしていた海軍駐在武官の松岡は開会式に出席するつもりであったが、「大使館より聞くところによれば余りその事を喜び居らざるもの丶如く、ことに大使などは「パロタイ」の処置に行届かざるところありとて甚不興のやうにて、本月十一日開会式挙行の筈なりしも事に托して臨席を辞した」と、松岡は憤慨していた。松岡は「日本の為わるきことならば職権を以て断然之をとむるがよし、少しにても利あることならば万失態なきやうにと注意をあたふ可きなり、とかく役人根性にて人に仕事をさせ置きて、手続上とか書類などの上のみむづかしく理屈ばること一円理に合はぬなり」と日記に記している[45]。オーストリア大使館の実情に通じていない外交官の中には、名誉領事を小間使いのように見て、事務手続き上の不備などにより名誉領事に冷淡な態度をとる者もいたのであったが、むしろ、そういった感覚の方が一般的であり、オーストリアにおける熱心に活動を展開する名誉領事たちが特殊な事例に属する可能性の方が高い。

おわりに

本稿ではこれまで注目されてこなかった名誉領事の活動について、第一次世界大戦以前のオーストリアの名誉領事に注目して明らかにしてきた。だが、本稿がみてきたオーストリアの

名誉領事についてだけでも、まだ不明な点は多い。ヒュッテロットやフィッシャー、パロタイといった名誉領事に任じられた現地人の経歴や任命過程も、不明瞭なままである。これは、任命されなかった人物の一件書類は見つかるものの、任命された人物の史料を発見できていないためである。

オーストリアの名誉領事の特殊性は、他国の大公使館に比べて、名誉領事への信頼・依存度が極めて高かったことに見い出されよう。

オーストリアの日本公使館は名誉領事の任命を切実に求め続けていながら、適任者の辞退や経費の不足、外務本省との意見の相違などの理由によって、長期間にわたって実現できなかった。また、オーストリアにおいては、正式領事と名誉領事との職務範囲や扱いに区別は無かった。だが、これらはオーストリア大使館の名誉領事への依存度が高かったことの、主たる理由とはならない。

オーストリアの名誉領事へのオーストリア大使館の依存度が高かったのは、オーストリアへの訪問者が多く、その対応を名誉領事たちが熱心に引き受けたからであったと考えられる。名誉領事は無給であり、第一次世界大戦以前には調査費用すらも支給されておらず、決して待遇が良かったわけではなかったが、それでもオーストリアとハンガリーの名誉領事たちがその職務に積極的だったのは、そのことにより、社交界でのつながりを強化するというメリットがあったためと考えられる。

本来、政府間の交渉や儀礼を代表しない領事の立場であるにもかかわらず、「はじめに」で触れたような日本総領事の肩書でフェリクス=フィッシャーがフランツ=フェルディナントへの弔詞をオーストリア政府宛に出しているというような特異な事例は、オーストリアの名誉領事たちが日本の名誉領事の肩書を手に入れることによって、それまでつながることのできなかった範囲との交流を獲得したためのものと考えられる。

以上のことから、日墺関係の特殊性を分析する上では、名誉領事は非常に重要な存在であると言えよう。

本稿は日墺間の外交関係が一度断絶することになる第一次世界大戦以前について分析をしてきたが、外交関係が復活する第一次世界大戦後だけでなく、第一次世界大戦中も名誉領事たちは日本のために活動していたようである。

例えば、ウィーンの名誉副領事であったハンス=カール=ツィマーマンは1927年に勲四等・瑞宝章を与えられているが、その理由の一つとして、「大正三年日墺国交断絶ノ為一旦名誉領事及大使館傭ヲ免セラレタルモ大戦中ヲ通シテ帝国ノ利益代表タリシ在墺米国大使館及次テ在墺西班牙国大使館ノ臨時顧問トシテ本邦人関係ノ事務ニ従ヒ其館務ニ助力」したことが挙げられている(46)。そのため、第一次世界大戦中から戦後にかけての日墺関係を分析するうえでも、名誉領事の存在は極めて重要であると思われるものの、それは紙幅の都合上、稿を改めて論じたい。

注

(1) 古屋哲夫「形成期における領事制度と領事報告」(角山栄編『日本領事報告の研究』、同文館出版、1986年) 53〜58頁。

(2) 村上亮「皇位継承者フランツ・フェルディナントの訪日－日墺皇室外交の視角から－」(『大学教育論

叢』9、2023年）43頁。

(3) 外務省編『日本外交文書　大正三年　第三冊』（外務省、1966年）1頁。

(4) 前掲村上「皇位継承者フランツ・フェルディナントの訪日」。

(5) 桑名映子「オーストリア=ハンガリー代理公使の見た明治日本　ハインリヒ・クーデンホーフの報告書を中心に」（桑名映子編『文化外交の世界』、山川出版社、2023年）。

(6) 稲野強「牧野伸顕と日露戦争（1）－彼の反黄禍論活動を中心に－」（『群馬県立女子大学紀要』8、1988年）、同「牧野伸顕と日露戦争（2）－オーストリアの新聞から見た戦争世論－」（『群馬県立女子大学紀要』10、1990年）、松村正義『日露戦争と日本在外公館の“外国新聞操縦”』（成文社、2010年）、茶谷誠一『牧野伸顕』（吉川弘文館、2013年）、島田昌幸「奥田竹松と信夫淳平のウィーン駐在体験　学術・言論活動への影響」（前掲『文化外交の世界』）。

(7) 日本東欧関係研究会編『日本と東欧諸国の文化交流に関する基礎的研究　1981年9月国際シンポジウムの報告集（トヨタ財団助成研究報告書）』（同刊、1982年）。

(8) 梶原克彦「第一次世界大戦におけるオーストリア=ハンガリーの捕虜・民間人抑留政策－日本人抑留者の事例を中心に－」（1）（2）（『愛媛法学会雑誌』44-1・2～3・4、2017年）。

(9) 中村義彦編『近代日本史料選書8　松岡静雄滞欧日記』（山川出版社、1982年）494頁。

(10) 「外務省月報（明治四十三年六月分）／死亡」、JACAR（アジア歴史資料センター）　Ref.B13091316900、『外務省月報　第四巻（外・報4）』（外務省外交史料館）。

(11) 「33. 墺国」、JACAR Ref.B13080317700、『海外在留本邦人職業別人口調査一件　第七巻（7.1.5.4_007）』（外務省外交史料館）、「6. 名誉領事／維納」、JACAR Ref.B13080337500、『海外在留本邦人職業別人口調査一件　第九巻（7.1.5.4_009）』（外務省外交史料館）、「6. ウイン」、JACAR Ref.B13080322900、『海外在留本邦人職業別人口調査一件　第八巻（7.1.5.4_008）』（外務省外交史料館）より作成。

(12) 「6. 澳京エンナ在留日本領事ニ任ゼラレ度旨請願ノ件. 自明治十年」、JACAR Ref.B16080291000、『外国人帝国名誉領事志望雑件　第一巻（6.1.5.36_001）』（外務省外交史料館）。

(13) 以上、「14. 墺国維也納府・・・・・・「アルフレッド、リツテル、フオン、リンドハイム. 四.（推薦. 附同国トリエスト名誉領事、ゲヲルグ、ヒユッテロット」、JACAR Ref.B16080298400、『外国人帝国名誉領事志望雑件　第五巻（6.1.5.36_005）』（外務省外交史料館）。

(14) 「墺地利国維也納府ニ帝国名誉領事ヲ置ク」、JACAR Ref.A15113217100、『公文類聚・第二十二編・明治三十一年・第十六巻・外事・条約改正・国際・通商・雑載』（国立公文書館）。

(15) 以上、前掲「14. 墺国維也納府・・・・・・「アルフレッド、リツテル、フオン、リンドハイム. 四.」。下線引用者。

(16) 「5. フェリックス・フィシェル」JACAR Ref.B13080072500、『使用済委任状綴　第一巻（7.1.1.16_001）』（外務省外交史料館）。

(17) 前掲『松岡静雄滞欧日記』、1911年1月21日条、407頁。

(18) 「墺国維也納駐在帝国名誉領事フェリックス、フイシエル叙勲ノ件」、JACAR Ref.A10112597100、『叙勲裁可書・明治三十八年・叙勲巻五・外国人（国立公文書館）』。

(19) 前掲『松岡静雄滞欧日記』、1911年1月21日条、407頁。

(20) 前掲「墺国維也納駐在帝国名誉領事フェリックス、フイシエル叙勲ノ件」。

(21) 「米国費府駐在名誉領事ジェー、フランクリン、マクフハデン外十四名叙勲ノ件」JACAR Ref.A10112646900、『叙勲裁可書・明治四十一年・叙勲巻三・外国人一』（国立公文書館）。

(22) 「18. 墺国人エーレンフェルド在維也納日本名誉領事請願ノ. 自明治十六年」、JACAR Ref.B16080292300、『外国人帝国名誉領事志望雑件　第一巻（6.1.5.36_001）』（外務省外交史料館）。

(23) 以上、「洪牙利国ブダペスト」ニ名誉領事館設置ノ義牧野公使ヨリ稟申之件. 附名誉領事任命ノ件. 自明治三十四年一月」、JACAR Ref.B16080192200、『各国駐在帝国名誉領事任免雑件／「ブダペスト」之部（6.1.5.9-38）』（外務省外交史料館）。

(24) 同上。なお、この史料の草案は牧野伸顕関係文書（書類の部）（国立国会図書館憲政資料室）に「ブタペスト市ニ帝国名誉領事任命ノ件」（A72-3）として収録されている。

(25) 実現しなかった名誉領事の任命についての一件書類としては、他にも、「4. ブタペスト. イゾー、ジヤウズ. 三十七年二月」、JACAR Ref.B16080310500、『外国人帝国名誉領事志望雑件　第七巻（6.1.5.36_007)』（外務省外交史料館）などがある。

(26) 「13. 在墺洪国駐在帝国名誉領事管轄区域ニ関シ同国駐箚公使ヨリ照会ノ件」、JACAR Ref.B15100842500、『在外帝国領事館管轄区域関係雑件　第三巻（6.1.2.32_003)』（外務省外交史料館)。

(27) 横田喜三郎『外交関係の国際法』（有斐閣、1963 年）90～109 頁、412～424 頁。

(28) 「(1) 英、仏、独、伊、墺、西、白、蘭、瑞諾、米、伯国駐在大公使へ問合ノ件／分割 1」、JACAR Ref.B15101005000、『外国名誉領事職務権限取調一件（6.1.3.15)』（外務省外交史料館)。

(29) 以上、「4. 墺洪大使館」、JACAR Ref.B15100865400、『領事職務規則並領事官ノ職務ニ関スル法律関係雑件／本省在外公館往復文書　第五巻（6.1.2.39-1_005)』（外務省外交史料館)。下線引用者。

(30) 「4. 各国名誉領事制度調査／分割 2」、JACAR Ref.B15100992300、『外国官制雑件／外務省官制　第六巻（6.1.3.4-1_006)』（外務省外交史料館)。

(31) 前掲古屋「形成期における領事制度と領事報告」、55 頁。

(32) 「10. 名誉領事ニ対シ其職務執行ノ為メ要シタル費用補給方ニ関スル件」、JACAR Ref.B15100898800、『各名誉領事官職関係雑纂（6.1.2.56)』（外務省外交史料館)。

(33) 前掲『松岡静雄滞欧日記』、1911 年 2 月 23 日条、250～251 頁。

(34) 前掲「4. 各国名誉領事制度調査／分割 2」。

(35) 以上、「5. 名誉領事ノ執務成績取調ノ件」、JACAR Ref.B15100897800、『各名誉領事官職関係雑纂（6.1.2.56)』（外務省外交史料館)。下線引用者。

(36) 『読売新聞』、1884 年 9 月 13 日朝刊、10 月 7 日朝刊、12 月 4 日朝刊。『大阪朝日新聞』、1884 年 10 月 10 日、朝刊。

(37) 桑山覚「除虫菊」（日本特殊農薬製造株式会社編『農薬ことはじめ』、全国農村教育協会。1966 年）20 頁。ただし、大田博樹「農薬産業技術の系統化調査」（『国立科学博物館　技術の系統化調査報告』18、2013）では、あくまでも複数の説の一つとして、真偽は定かではないとしている（26 頁)。

(38) 『読売新聞』、1905 年 8 月 9 日、朝刊。

(39) 「名誉領事勲四等ゲヲルグ、ヒュッテロット以下二名勲位進級及叙勲ノ件」、JACAR Ref.A10112489600、『叙勲裁可書・明治三十一年・叙勲巻二・外国人』（国立公文書館)。なお、内容がほぼ同じの外務省よりの原案もあり。

(40) 前掲「墺国維也納駐在帝国名誉領事フェリックス、フイシエル叙勲ノ件」。

(41) 『東京朝日新聞』、1912 年 12 月 22 日、朝刊。

(42) 「元維納駐在帝国名誉領事「ドクトル、ハンス、カール、チンメルマン」勲章加授ノ件」、JACAR Ref.A10113268400、『叙勲裁可書・昭和十三年・叙勲巻十一・外国人二止』（国立公文書館)。下線引用者。

(43) 前掲『松岡静雄滞欧日記』、1910 年 5 月 30 日条、145 頁。

(44) 日露戦争前の牧野については、外交活動において宣伝を重視していた（前掲松村『日露戦争と日本在外公館の“外国新聞操縦”』)。

(45) 前掲『松岡静雄滞欧日記』、1911 年 1 月 18 日条、238 頁。

(46) 「維也納駐在帝国名誉領事兼在墺国帝国公使館傭墺国人勲六等ドクトル、ハンス、カール、チンメルマン叙勲ノ件」、JACAR Ref.A10113035800、『叙勲裁可書・昭和二年・叙勲巻六・外国人』（国立公文書館)。なお、外務省原案のほぼ同文の史料あり。